

最高裁判所判事

岡正晶(おかまさあき)

(昭和 31 年 2 月 2 日生)



略歴

- 昭和 49 年 香川県立高松高校卒業
- 昭和 55 年 東京大学法学部卒業
- 昭和 55 年 司法修習生
- 昭和 57 年 弁護士名簿登録 (第一東京弁護士会)
- 昭和 61 年 公益財団法人日本税務研究センター研究員 (所得税)
- 平成 8 年 宅地建物取引主任者資格試験委員
- 平成 16 年 株式会社ニフコ社外監査役
- 平成 17 年 東京大学法科大学院講師
- 平成 20 年 第一東京弁護士会副会長
- 平成 21 年 法務省法制審議会民法 (債権関係) 部会委員
- 平成 22 年 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員長
- 平成 23 年 全国農業協同組合連合会経営管理委員
- 平成 26 年 事業再生研究機構代表理事

平成 27 年 日本弁護士連合会副会長
平成 27 年 第一東京弁護士会会長
平成 27 年 株式会社三井住友銀行社外監査役
平成 28 年 日本公認会計士協会品質管理審議会委員
平成 30 年 住友生命保険相互会社社外取締役
令和元年 株式会社三井住友銀行社外取締役
令和 3 年 9 月 3 日 最高裁判所判事

信条、趣味など

裁判官としての心構え

日本国憲法 76 条 3 項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を常に念頭に置き、根本原理とします。

そして、従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやすく自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。

また同憲法 81 条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を全うします。

印象に残った本

白川方明「中央銀行」(東洋経済新報社)

新井紀子「AI vs. 教科書が読めない子どもたち」(東洋経済新報社)

石光真人編著「ある明治人の記録」(中公新書)

筑波昭「津山三十人殺し」(新潮文庫)

「ドン・キホーテ」「イリアス」「オデュッセイア」「千一夜物語」（いずれも岩波文庫）

趣味

ここ3年くらいですが、山歩き（トレッキング）を、シーズンには月2回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳・屋久島（縄文杉）・妙高山なども印象に残っています。

30年以上続いているものとして、チューリップ（毎年100個くらい植えます）、バラ（今の黒バラはパパメイアン）、嵯峨菊を定番としたプランターでの花栽培があります。2021年は、余った種をばらまいたところ、朝顔が大群生しました。